

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年4月9日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アジア太平洋心臓病学会

(2) 代表者の氏名

松森 昭

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区下鴨森本町15番地 財団法人生産開発科学研究所内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、特にアジア太平洋地域における心臓血管系疾患に関する研究を推進し、その知識をアジア太平洋地域に普及させることを目的とする。

2 申請年月日

平成26年3月31日

(文化市民局地域自治推進室)